

北海道告示第 10370 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 8 月 21 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 4 月 21 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

北見三輪複合商業施設
北見市中央三輪 411-6 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司
東京都杉並区成田東 4 丁目 39 番 8 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

(ア) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
東京都港区西新橋 3 丁目 9 番 4 号
(イ) 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司
東京都杉並区成田東 4 丁目 39 番 8 号

(変更後)

(ア) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号
(イ) 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 浩司
東京都杉並区成田東 4 丁目 39 番 8 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役 柴田 憲次	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
生活協同組合コープさっぽろ	理事長 大見 英明	札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4 丁目 39 番 8 号
株式会社 A O K I	代表取締役 清水 彰	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6 番 56 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更の あったもの
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2 丁目1番1号	(ア)名称 (イ)代表者氏名
生活協同組合コープさっぽろ	理事長 大見 英明	札幌市西区発寒11条5丁目10 番1号	
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11 番31号	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東4丁目39 番8号	
株式会社AOKI	代表取締役 清水 彰	神奈川県横浜市都筑区葛が谷 6番56号	

(4) 変更の年月日

上記(3)のア(ア) 平成27年10月1日

上記(3)のイ(ア) 平成27年3月1日

上記(3)のイ(イ) 平成23年3月1日

(5) 変更する理由

上記(3)のア(ア) 本店移転のため

上記(3)のイ(ア) 名称変更のため

上記(3)のイ(イ) 代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年4月3日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年4月21日(金)から同年8月21日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで